

議案第 68 号

財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産（動産）を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年紫波町条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 名 称 | 公用車 |
| (2) 規 格 | 普通自動車 |
| (3) 数 量 | 1 台 |
| (4) 取得予定価格 | 7, 470, 000 円 |
| (5) 取得の相手方 | |
| 所在地 | 岩手県盛岡市上田二丁目 19 番 40 号 |
| 名 称 | 岩手トヨペット株式会社 |
| | 代表取締役社長 元 持 雅 行 |

2 取得の方法 買入れ

令和 8 年 6 月 25 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

町長用務に供するため、公用車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。